

智を磨く

豊田市立飯野小学校



令和 7年 4月 25日 No.5
<学校だより>文責: 大村 斎人
おおむら よしひと
TEL: (0565)76-2504
E-mail: s-iino@toyota.ed.jp

*学校だよりのタイトルは、校歌の一説

「♪みんなよい子 くろがねの身体をきたえ よく智を磨き 文化日本をつくりましょう♪」
から引用しました。

いじめに対する平時からの備えについて

1 「いじめ」の定義の共有

いじめとは何かということを、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日 文部科学省）に基づき、下記について子どもの発達段階に応じた伝え方で伝え、教職員と子どもで共有します。御家庭でも隨時、話題に取り上げてください。

（1）法（いじめ防止対策推進法）での定義

子どもたちに、いじめとは、強盗や放火、傷害などと同様に法律で定められているとても重たい行為だということを認識させます。

- ・いじめとは、児童に対して行われる心理的または物理的な影響を与える行為
- ・当該児童と一定の人的関係のある、他の児童が行っているもの
- ・当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

（2）いじめの種類

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

2 いじめをさせないための取組

（1）実効性のある指導体制を確立します

- ①それぞれの教職員の役割や責任を明確にして、密接な情報交換を行って共通認識を図り、全教職員が一致協力していじめ防止に当たります。
- ②いじめの訴えを担任が一人で抱え込みず、管理職に適切に報告するようにします。

（2）子どもに対して適切な教育・指導を推進します

①全ての子どもへの指導

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」ということを徹底します。

- イ 教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜びについて適切に指導します。
- ウ いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないということを認識させます。
- エ いじめを大人に伝えることは正しい行為であるということを認識させます。
- オ いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示します。

②いじめる子どもへの指導

- ア いじめを行った子どもに対し、孤立感や疎外感を与えることがないよう一定の教育的な配慮をして、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く、継続して行います。
- イ 子どもの指導の見通しについて保護者との間に十分な共通理解を図り、家庭での教育と連携しながら事後指導を行います。
- ウ いじめを行う子どもに対しては、一定期間、校内において他の子どもと異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが、有効な場合もあることを想定しています。
- エ いじめを行う子どもに対して特別な措置を講ずることについて、保護者との間に十分な共通理解を図ります。

(3) いじめの早期発見・早期対応に努めます

- ①教職員が子どもの悩みを受け取るために、日頃から子どもと関わり方を工夫して深い信頼関係を築けるように努めます。
- ②スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めます。
- ③子どもや保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号を真剣に受け止め、すみやかに教職員相互で情報交換して、適切かつ迅速な対応を図ります。
- ④子どもの仲間意識や人間関係の変化に留意して、いじめの発見や対応に努めます。

最近は、あらゆる子どもが「いじめ」の対象となっています。また、一人を複数がいじめる傾向にあり、首謀者が誰かハッキリしておらず、「いじめ」を行う側の子どもが罪の意識を感じていない事案が多く存在します。

さらに、「いじめ」に実際に加担していないとも、その行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、それらを見て見ぬふりをしている「傍観者」という集団が存在しています。

このため、「いじめ」をなくすためには、全ての子どもに対して「いじめ」が絶対に許されないことや、「いじめ」の防止の必要性について強力に働きかけていくことが必要です。飯野小では、上記の取組を通して、平時からいじめ防止に努めます。